

16-2 その場所で、法要等を行うことを想定していますか。

- ☐ 想定している
- ☐ 想定していない

17. 火葬場内に焼骨収納済容器（骨壺）を一定期間安置する場所がありますか？

- ☐ 有り
- ☐ 無し ⇒ （18. へお進み下さい）

17-1 有りの場合、その場所は現在何に使われていますか（_____）

18. 火葬場の所在地は防災上どのような区域にありますか。

- ☐ 防災計画上の危険地域にある
- ☐ 緊急避難区域内にある
- ☐ いずれにも該当しない
- ☐ その他（_____）

19. 火葬場内に大規模法要等を行うことができる場所がありますか？

- ☐ 有り
- ☐ 無し ⇒ （設問 65 へお進み下さい）

19-1 有りの場合、その場所は現在何に使われていますか。（_____）

【設問 65】 大規模災害に備えて、火葬場間が連携できる連絡会議（協議会など）がありますか。

- ☐ 有り
- ☐ 無し ⇒ （設問 66 へお進み下さい）

1-1 有りの場合、その会議は

- ☐ 定期的に集まっている
- ☐ 緊急時に連絡を取り合う程度
- ☐ その他（_____）

※「有り」とお答えの場合、それらの会議時の資料等を併せてお送り下さい。

【設問 66】大規模災害に備えて、火葬場と都道府県庁が連携できる連絡会議（協議会など）がありますか。

- ☐ 有り
- ☐ 無し ⇒ （設問 67 へお進み下さい）

1-1 有りの場合、その会議は

- ☐ 定期的に集まっている
- ☐ 緊急時に連絡を取り合う程度
- ☐ その他（_____）

※「有り」とお答えの場合、それらの会議時の資料等を併せてお送り下さい。

【設問 67】大規模災害に備えて、葬儀業者等出入り業者との連絡会議（協議会など）がありますか。

- ☐ 有り
- ☐ 無し ⇒ （設問 68 へお進み下さい）

1-1 有りの場合、その会議は

- ☐ 定期的に集まっている
- ☐ 緊急時に連絡を取り合う程度
- ☐ その他（_____）

※「有り」とお答えの場合、それらの会議時の資料等を併せてお送り下さい。

【設問 68】大規模災害に備えて、火葬場に危機管理マニュアルが作成されていますか。

- ☐ 作成している
- ☐ 作成していない

※「作成している」とお答えの場合、危機管理マニュアル等を併せてお送り下さい。

【設問 69】大規模災害に備えて、火葬場で防災訓練を行っていますか。

- ☐ 行っている
- ☐ 行っていない

4-1 行っている場合、その実施頻度は_____回/年、又は1回/（_____）

アンケートへのご協力をありがとうございました。

提出先・問合せ先

特定非営利活動法人日本環境斎苑協会 科研費担当

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町 10-6

TEL 044-270-0123、FAX 044-270-0766

電子メール：saien2@j-sec.jp

提出方法

① 電子メールによる提出

[アンケート調査票]：当協会ホームページ（アドレス <http://www.j-sec.jp>）から用紙（Excel 2003）をダウンロードして下さい。

[データ送信]：設問に沿って回答をご記入いただき、データを上記電子メールアドレスに送信して下さい。なお、火葬場が複数の場合は、火葬場ごとにファイル名を変えてご提出ください。

[ファイル名の付け方]：ファイル名は、自治体名＋施設名として下さい。

[保存ファイル形式]：Excel 2003 以降

② 郵送による提出

本調査票にご記入の上、同封の封筒でご返送下さい。

なお、火葬場が複数の場合、施設数分の調査票を同封していますので、個々の火葬場分の状況をご記入いただき、それぞれをご提出ください。万が一、調査票が不足している場合は、ご面倒でもコピーしていただき、全施設分をご提出いただきますようお願い申し上げます。

第3章 東日本大震災被災地のヒヤリング調査結果

第1節 被災県担当者対象「東日本大震災後の埋火葬に関する調査」

1. 宮城県

(1) 震災に係る埋火葬の状況

- ① 県内では、死者 10,310 人、県外火葬 2,559 人（山形県 1,105 人、東京都 860 人、岩手県 399 人等）、仮埋葬 2,108 人であり、差引き 5,643 人が県内火葬となる。
- ② 燃料の残量・必要量を災害対策本部に伝えるため、まず 3 月 16 日に火葬場の状況を調査した。燃料の配分は災害対策本部が行った。発災直後の火葬場の状況把握、特に燃料の確保は、県の役割であるとの認識があった。
- ③ 3 月 14 日、県知事が全国知事会に火葬支援緊急要望書を提出し、9 都道県から受入れの回答があった。
- ④ 火葬作業者の支援要請はしなかった。火葬作業者の不足はなかったと思う。人の支援を求めることは、宿や食料等を確保する必要がある。なお、炉メーカは人の派遣を行った。
- ⑤ 東京での支援火葬は全て身元不明であった。遺族同伴がないのが条件であった。
- ⑥ 山形県での火葬は、身元判明遺体であり、遺族が付いて行った。葬祭業者が火葬場を手配したので、県の仲介はほとんどない。身元判明遺体の火葬は、葬祭業者が介在しないとうまくいかない。業者と県との関係づくりは重要である。
- ⑦ 身元不明遺体は県の介在で計画的に進められるが、身元判明遺体は遺族感情があり、簡単には進められない。

(2) 広域火葬計画、地域防災計画

- ① 地域防災計画の記載では、災害救助法が適用された場合の遺体の搜索、処理、収容、埋火葬は市町村が主体であり、県の関与が記載されていない。県の役割は調整程度と思われる。
- ② 広域火葬計画は、震災当時も現在も策定していない。必要性は認識している。火葬場が市町村あるいは一部事務組合の管理であり、県と火葬場がどのような関係であるべきかの整理が必要である。市町村との調整が必要である。
- ③ 過去の地震は死者が数十人で、通常の中で火葬ができた。どのような被害を想定し計画を策定するか、今現在検討中である。特に今回の震災では県単位での対応に無理があり、どのような範囲で考えるべきであろうか。東北 6 県主管課長会議でも議題に挙がった。

(3) 仮埋葬（土葬）

- ① 宮城県の仮埋葬は、3 市 3 町で、3 月 21 日（気仙沼市）～6 月 8 日（東松島市）の期間行われた。しかしその後、火葬場の機能回復が見られるようになったので、4 月 16 日（女川町）～11 月 19 日（気仙沼市）に遺体を掘り起し火葬を行った（改葬）。
- ② 穴を掘るのは建設業組合、遺体を納めるのが市町職員と自衛隊、掘り起しは葬祭業者という分担であった。掘り起しで間違いがないように市町職員が立ち会った。場所は市町が決めた（宮城県の場合、墓地許可権限は市町村に移譲済み）。掘り起し後は原状復帰した。
- ③ 数か月で改葬（火葬）したのは、あくまでも「仮」埋葬であったこと、お骨になって初めて葬儀の終結であるという住民感情があったためであろう。
- ④ 仮埋葬の話は市町から出た。発災直後、遺体数が予測できない、遺体が次々収容される、火葬場機能が回復しない、回復しても足りないという連鎖で土葬を考えた。墓理法では土

葬を禁止していると思っていたので、市町は県に許可を求めてきた。県は市町の判断に任せた。県では3月17日に土葬の手引書（奈良県から入手）を関係市町に配布した。

（4）災害救助法、災害復旧事業

- ① 火葬場は保健衛生施設であり、保健衛生施設等の災害復旧事業として国の補助金があるので、県では状況を把握する必要があった。
- ② 災害救助法の適用は埋葬までであったが、厚労省と交渉して、仮埋葬後の改葬まで災害救助法の対象となった。棺が二つ必要となった（仮埋葬時と改葬時）。
- ③ 不足したものは、最初は棺、骨壺、納体袋であった。ドライアイス（初め国で手配、4月から県）、ブルーシート、祭壇、線香なども不足した。全葬連等の県内組織等に手配をお願いした。
- ④ 災害救助法は、基本が現物支給である。火葬料金は市町村が遺族から徴収しない、棺、骨壺等は市町村が供給する。災害救助法の精算業務を県が行うので、市町村は後日県に請求する。決まった期間中の火葬料金は、被災遺体と一般遺体の区別した市町村と区別しない市町村とがあるため、災害救助法での死者数が多くなる。災害救助法が適用されれば火葬料金を取らないとの取り決めがあったので、県から通知を出して火葬料金を取らないようにした。
- ⑤ 災害救助法は公衆衛生上緊急やむを得ない措置であるため、葬祭に係る経費（火葬に同行する経費、火葬後の経費、位牌等）については外れる。ただし、葬儀業者が一括で請求するため、話がややこしい。
- ⑥ 市町村や県は、災害救助法の事務処理が大変であった。

（5）国への要望等

- ① 埋火葬の特例措置は適切であった。
- ② 災害救助法に関しても広く対応していただいた（改葬の部分を適用するなど広めに対応してもらった）。
- ③ 国の作成による連絡窓口一覧は役に立った。
- ④ 広域の範囲をどの程度にするか判断が難しい、3月11日を経験して県単位ではだめと思った。東北六県での対応が必要、でも具体的にどのように進めていくべきか。結局、国の関与が必要ではないか。遺体の搬送、火葬の前段階、遺体の収容・安置、遺体の安置所と火葬場の間の手段をどう考えるか。

（6）業者との連携等

- ① 葬祭業者との協定は平成21年9月に結んだ。その頃は宮城県沖地震がかなりの確率で起きると言われた時期であったことと、全葬連が全国的に同様の協定を結ぶように勧めたこともあった。
- ② 宮城県葬祭業協同組合、JA全農みやぎを紹介するので、話を聞いてほしい。JAは震災当時、協力関係になかったが、最近協定を結んだ。ただし、どちらとも震災以前には日常的な付き合いはなかった。

（7）その他

火葬に関する市町村や火葬場との連絡は、日常的に全くない。ただし、10年程度前まではあったと聞く。市町村、火葬場、業者等との日常的な繋がり（情報交換等）が必要と思われる。

第21節 死体等の搜索・処理・埋葬（県環境生活部，保健福祉部，県警察本部，第二管区海上保安本部）

第1 目 的

大規模地震による火災・建物倒壊などで死者，行方不明者が生じた場合は，防災関係機関の連携により，これらの搜索，処理を速やかに行うこととする。

第2 死体等の搜索

- 1 市町村は，災害救助法が適用され，災害により現に行方不明の状態にあり，周囲の状態から既に死亡していると推定される者の搜索を行う。
- 2 警察官及び防災関係機関は，検視^{※1}（死体見分），死亡者の措置及び行方不明者の搜索等に関し相互に協力^{※2}する。
- 3 第二管区海上保安本部は，海上において，遭難船舶の乗客等その他の行方不明者の申告があった場合は，所要事項を聴取の上，必要と認めるときは，船舶等により搜索する。

第3 死体の処理，収容

- 1 市町村は，災害救助法が適用された災害により死亡した者について，その遺族等が混乱期のため死体の処理ができない場合に，死体の洗浄，縫合，消毒の処置・遺体の一時保存・検案を行う。
- 2 警察，第二管区海上保安本部は，警察官，海上保安官が発見した死体及び警察官等に届出があった死体又は変死体等について検視（死体見分）を行う。
- 3 県及び市町村は，警察官及び海上保安官と緊密な連絡をとり，検視（死体見分）又は検案を経ないで死亡届出が出された死体の数及び警察で検視（死体見分）を実施した遺体の数を把握し，災害の死傷者を逐次把握する。

また，県は死体の保管について必要な棺やドライアイス等の確保の支援に努める。

第4 死体の火葬^{※3}，埋葬

- 1 市町村は，災害救助法が適用された災害により死亡した者について，その遺族等が混乱期のため火葬，埋葬を行うことが困難な場合，又は死亡した者の遺族がない場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。
- 2 市町村は，被災による死体の火葬・埋葬に関する計画を事前に策定する。

※1 多数死体の検視等に関する覚書（資料3-21-1）

※2 事故災害時の警察への協力要領（資料3-21-2）

※3 宮城県内火葬場施設一覧表（資料3-21-3）

他都道県による火葬状況

宮城県からの提供資料：支援火葬の状況

	北海道	青森	岩手	秋田	山形	福島	栃木	埼玉	東京	計
仙台市		2	15	8	104	3	1			133
石巻市	18	9	45	36	391	24	4	10	519	1,056
塩竈市			2		9					11
気仙沼市	2	2	302	5	6			1		318
名取市		1	1	5	204	1	1		150	363
多賀城市		1		1	10	4		1	9	26
岩沼市			1		1					2
栗原市			1		1					2
東松島市		4	14	12	142	2		3	82	259
大崎市					1					1
七ヶ宿町					4					4
亘理町			1		30		1	1		33
山元町				1	107	10				118
松島町					3					3
七ヶ浜町					10	1			2	13
利府町					3				71	74
大郷町					1					1
女川町			2	3	68	2		7	27	109
南三陸町			3	2	10			1		16
県外被災者	2		12	1				2		17
計	22	19	399	74	1,105	47	7	26	860	2,559

県内火葬場の状況

2011/3/16 10:18

番号	管轄	火葬場名	現在の状況 (施設の損傷等)	電気 復旧	炉数	定員 /日 (平常 時)	現在の max 可能 体数	現在の 災害 向可 体数	摘 要	受入可 能日	炉の処理能力等					
											残燃料 (kL)	一体 当たり 燃料 (L)	残燃料 から見た 現在の 全体可 能人数	燃料	タンク 容量 (kL)	タンク 容量 (L)
1	仙南	白石斎苑	使用可(3/16~)	○	3	6	0	0			僅少	70	0	灯油	39	
2		あぶくま斎苑	使用可だが停電中		4	8	0	0			僅少	70	0	灯油	47	
3		七ヶ宿斎苑	使用可だが停電中		1	2	0	0	白石斎苑と同じ担当者が処理のため白石 と同時は不可		僅少	70	0	灯油	2	
4		柴田斎苑	使用可だが停電中		3	6	0	0			僅少	70	0	灯油	41	
5		川崎斎苑	使用可だが停電中		1	2	0	0			僅少	70	0	灯油	8	
6	塩釜	塩竈斎場	使用可	○	6	12	14	10			今週 分の			灯油	115	
7	(岩沼)	名取市斎場	使用不可		4	8								灯油	60	
8		岩沼市斎場	使用可	○	2	4	4		県災対本部から2kl手配済み。	3/15~	多少		30		重油	18
9		亘理斎場	使用可		3	6	14								重油	40
10	(黒川)	黒川浄斎場	使用可	○	3	9	9	2	友引の日は6体まで受入可	3/15~	3.5	50	70	灯油	42	
11	大崎	古川斎場	使用可(3/12~)	○	4	8	7	2	1炉倒壊のため処理数減	3/15~	3	100	28	灯油	96	
12		加美斎場	使用可(3/12~)	○	3	9	7	2		3/15~	3	100	34	灯油	55	
13		松山斎場	使用可(3/16~)	○	2	8	5	1	1炉倒壊のため処理数減	3/15~	僅少	100	5	灯油	49	
14		玉造斎場	使用可(3/16~)	○	2	6	4	1	燃料なし		なし	100		灯油	8	
15		涌谷斎場	使用不可		2	4			機械損傷のため使用できない。			100		灯油	33	
16	栗原	くりはら斎苑	使用可		4	6	6							灯油	60	
17	登米	登米市斎場	使用可	○	4	16	18	10	南三陸町から火葬依頼有り、受入。	3/15~	30		300	灯油	50	
18	石巻	石巻市石巻斎場	使用可(3/15~)	○	5	9	9	9	3月15日から復旧。火葬開始済み。	3/15~				灯油	65	
19		石巻市雄勝斎場	連絡不能		1	3								灯油	10	
20		石巻市牡鹿斎場	連絡不能		1	2								灯油	5	
21		東松島市火葬場	使用可(3/15~)	×	2	4	不明	不明	停電中だが重油で処理。灯油を要請。	3/15~	なし			灯油	32	
22		女川町火葬場	連絡不能		2	4								灯油	7	
23	気仙沼	気仙沼市斎場	使用可(3/15~)		3	6	不明	不明						灯油	38	
24		気仙沼市唐桑斎場	使用可(詳細不明)		1	3	不明	不明						灯油	9	
25		本吉町営火葬場	使用可(詳細不明)		1	2	不明	不明							重油	不明
26		南さんりく斎苑	使用可だが停電中	×	2	4			東北電力に電源車を要請中(3/16)					灯油	16	
27	仙台市	葛岡斎場	使用可	○	22	48	48	24	ガスは3/17で終了。3/18から軽油に切換。 軽油バーナーは10炉のみとなり、1日24体が 限度。通常死の対応だけか。	受入中だ が、今後 は困難				本来ガスだが、軽油に切 換予定。手配は約1月 分。タンクは3kl。		
		使用可 15, 使用不可 9, 連絡不能 3												23か所	3か所	
		合計	27		91	205	145	61			40		467		887	58

宮城県からの提供資料：震災直後の火葬場の状況

県 名 宮城県
担当者名 佐藤 英彦

提出先 東北厚生局

電話番号 022-211-2645

県・市名	施設種別	施設名	設置者	所在市町村名	被害状況	現在対応状況	被害概算額 (単位:千円)	業務支障の有無 (※「有」の場合は具体的 内容も記入。)	復旧 ※	備考
宮城県	火葬場	白石斎苑	仙南地域 広域事務 組合	白石市	1号炉耐火物損傷 2号台車ベッド亀裂損傷	運送運転のための耐火物補修材 で応急対応	調査中			耐火レンガがせり 出しているようだ が、炉を停止して点 検する余裕無し
宮城県	火葬場	あぶくま斎苑	仙南地域 広域事務 組合	丸森町	1号・2号火葬炉引口耐火物損 傷 2号炉台車ベッド亀裂損傷 1号・2号排風機モーターベア リング損傷	運送運転のための耐火物補修材 で応急対応	調査中			
宮城県	火葬場	柴田斎苑	仙南地域 広域事務 組合	柴田町	1号・2号・3号火葬炉引口耐 火物亀裂損傷 2号台車ベッド亀裂損傷	運送運転のための耐火物補修材 で応急対応	調査中			
宮城県	火葬場	川崎斎苑	仙南地域 広域行政 事務組合	川崎町	待合室ガラス破損、引口耐火 物脱落	耐火物補修材で一部応急対応	調査中			炉内点検中
宮城県	火葬場	塩竈斎場	塩釜地区 環境組合	塩竈市	電気集塵機(3台)が放電極の 位置が地震でずれ、度々ス パークし停止する	リセットすることにより使用して いる	525			早急に整備点検を 依頼予定
宮城県	火葬場	名取市斎場	名取市	名取市	地震と津波により建物・内部の 火葬施設等が壊滅	休止中	不明			
宮城県	火葬場	岩沼市斎場	岩沼市	岩沼市	煙道のスタビライザー損傷	応急運転中	調査中			
宮城県	火葬場	亘理葬祭場	亘理地区 行政事務 組合	亘理町	煙道の耐火レンガ崩落	応急運転中	調査中			
宮城県	火葬場	古川斎場	大崎地域 広域行政 事務組合	大崎市	火葬炉内の耐火煉瓦の歪み 及び再燃焼室スタビライザの 崩落と損傷	応急運転中	6,699			
宮城県	火葬場	加美斎場	大崎地域 広域行政 事務組合	大崎市	火葬炉内の耐火煉瓦の歪み	応急運転中	3,098			
宮城県	火葬場	松山斎場	大崎地域 広域行政 事務組合	大崎市	火葬炉内の耐火煉瓦の歪み	応急運転中	3,549			
宮城県	火葬場	涌谷斎場	大崎地域 広域行政 事務組合	大崎市	火葬炉内の耐火煉瓦の歪み	応急運転中	6,720			

宮城県からの提供資料：地震による火葬場の状況（その1）

県・市名	施設種別	施設名	設置者	所在市町村名	被害状況	現在対応状況	被害概算額 (単位:千円)	業務支障の有無 (※「有」の場合は具体的 内容も記入。)	復旧 ※	備考
宮城県	火葬場	くりはら斎苑	栗原市	栗原市	出入口化粧板破損、ロビー天井ボード及び誘導灯破損、L型擁壁せり出し、炉については問題なし、駐車場の陥没		30,411			
宮城県	火葬場	登米市斎場	登米市	登米市	建物内部の北柱パネルの剥がれ落ち、待合室のドアのゆがみ、駐車場の舗装割れ	カラーコーンでバリアード	1,522	無		
宮城県	火葬場	石巻市石巻斎場	石巻市	石巻市	受水槽の破損 2階待合室天井落下		調査中			
宮城県	火葬場	石巻市雄勝斎場	石巻市	石巻市	煙突上部の崩れ		調査中			電気通電不可
宮城県	火葬場	石巻市牡鹿斎場	石巻市	石巻市	炉内再遊ブリッジ故障		調査中			電気通電不可
宮城県	火葬場	東松島市火葬場	東松島市	東松島市	不明					
宮城県	火葬場	女川町火葬場	女川町	女川町	外構の陥没・亀裂 炉前扉の開閉不能	停電中であり対応不可	不明	通電後に業者で確認予定		停電中
宮城県	火葬場	気仙沼市斎場	気仙沼市	気仙沼市	天井落下、浄化槽配管破損、火葬炉煙道の崩壊	レンタルの発電機で対応	調査中			
宮城県	火葬場	気仙沼市唐桑斎場	気仙沼市	気仙沼市	火葬炉モルタルの落下	レンタルの発電機で対応	調査中			
宮城県	火葬場	本吉町営火葬場	気仙沼市	気仙沼市	建物損壊、バーナーのオーバーホール2基、着火装置交換2基		1,575	待合室をプレハブで対応		停電中だが発電機で稼働中
宮城県	火葬場	南さんりく斎苑	南三陸町	南三陸町	受電用の電柱倒壊		調査中			停電中だが発電機で稼働中

※「復旧」欄には、報告被害につき、復旧が完了したもの及び復旧しなくても支障のないものに○印を記入してください。
※被害概算額については、把握できる範囲内で記入してください。

宮城県からの提供資料：地震による火葬場の状況（その2）

平成23年3月14日

殿

平成23年度東北地方太平洋地震
対策に関する緊急要望書

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震は、激しい揺れとその後到達した大津波により県内に甚大な被害を与え、県民の生活や経済活動等に大きな影響をもたらしています。

現在も断続的に大きな余震が発生している中、地元自治体では懸命な救助活動や応急対策を実施しているところですが、なお一層の支援が必要な状況であります。

つきましては、下記事項について、特段の措置を講じられますよう要望いたします。

記

火葬の支援

今回の地震災害による死亡者が極めて多数になることが予想され、遺体の腐敗等により公衆衛生上の被害が発生することを未然に防ぐ必要がありますことから、他の都道府県に対して本県への火葬協力を依頼すること。

他県に対する火葬協力依頼について

1 全国知事会への要望

3月14日付け

「平成23年東北地方太平洋沖地震対策に関する緊急要望書」

火葬の支援

2 火葬体制の協力について

要請先 計9都道県

要 請 先	年月日（平成23年）
北 海 道	3月22日
青 森 県	3月31日
岩 手 県	3月27日
秋 田 県	3月21日
山 形 県	3月15日
福 島 県	3月24日
栃 木 県	3月21日
埼 玉 県	3月17日
東 京 都	3月31日

宮城県からの提供資料：国作成による連絡窓口一覧

御遺体の搬送・掘削等関連 連絡窓口一覧

未定稿(3/24 22:00時点)

- 3月22日付けで発出した通知(御遺体の埋火葬の体制の確保について)の実施にあたって、ご活用ください。
- なお、対応する民間事業者は以下の協会等に限定されるものではなく、各協会は、地域の全ての事業者を会員として網羅しているわけではないことを申し添えます。
- また、下記一覧に掲載していない他の都道府県協会等の一覧(各団体HP掲載)も添付しておりますので、適宜ご活用ください。

＜国の連絡窓口＞

	所属部署	担当者氏名	連絡先(電話)	連絡先(FAX)
厚生労働省	健康局生活衛生課	奥田、吉高、小沼、中西	03-3595-2301	03-3501-9554
厚生労働省 現地対策本部事務局	岩手県域担当	中西、三尾谷	080-2037-8545(9758)	019-604-1534
	宮城県域担当	金子	080-2037-9217	022-726-9267
	福島県域担当	佐藤	080-2037-8469	024-536-4614

※ 近日中に、厚生労働省職員を現地対策本部事務局の各県域担当職員として追加で派遣する予定。

＜都道府県の連絡窓口＞

	所属部署	担当者氏名	連絡先(電話)	連絡先(FAX)
岩手県	県民暮らしの安全課	谷藤技監	019-629-6871	019-629-5391
		金森、熊谷	019-629-6871(6876)	019-629-5334
宮城県	食と暮らしの安全推進課	赤尾専門監・金野総括	022-211-2641	022-211-2698
		泉澤、菅原	022-211-2645	022-211-2698
福島県	食品生活衛生課	大島課長	024-521-7241	024-521-7925
		八巻	024-521-7243	024-521-7925

＜御遺体の搬送・納棺関連＞

	連絡先(電話)	連絡先(FAX)	(担当部署：経営改善事業部)
(社)全日本トラック協会【広域的相談】	03-5323-7627	03-5323-7230	
(社)岩手県トラック協会	019-637-2171	019-638-5010	
(社)宮城県トラック協会	022-238-2721	022-238-4336	
(社)福島県トラック協会	024-558-7755	024-558-7731	
(社)全国霊柩自動車協会【広域的相談】	03-3357-7281	03-3357-7374	
岩手県支部	019-656-0244	019-656-0145	
福島県支部	0248-22-5231	0248-22-7329	
全日本葬祭業協同組合連合会【広域的相談】	03-5769-8701	03-5769-8702	
岩手県葬祭業協同組合	019-656-0244	019-656-0145	
宮城県葬祭業協同組合	022-299-3271	022-299-3272	
福島県葬祭業協同組合	0248-22-5231	0248-22-7329	

＜墓穴の掘削・埋め戻し関連＞

	連絡先(電話)	連絡先(FAX)
(社)全国建設業協会【広域的相談】	03-3551-9396	03-3555-3218
(社)岩手県建設業協会	019-653-6111	019-625-1792
(社)宮城県建設業協会	022-262-2211	022-263-7059
(社)福島県建設業協会	024-521-0244	024-522-4513

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定

宮城県（以下「甲」という。）と宮城県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における棺等葬祭用品の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、「宮城県地域防災計画」に基づき、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害が発生した市区町村において、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において次の棺等葬祭用品を市区町村に供給する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

- (1) 棺（附属品を含む。）
- (2) ドライアイス
- (3) 骨つぼ及び骨箱
- (4) その他甲が指定する葬祭用品

（要請事項の措置）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、棺等葬祭用品の調達について速やかに措置するものとする。

2 調達した棺等葬祭用品は、被災市町村が設置する遺体収容所等、甲が指定する引渡し場所まで乙が搬送するものとする。

（引渡し）

第4条 甲は、前項の引渡し場所に職員を派遣し、棺等葬祭用品を確認して引渡しを受けるものとする。

2 甲は、前項の規定による引渡しを受けることを市町村に代行させることができるものとする。

（実績報告）

第5条 乙は、この協定に基づき第3条に規定する業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

（費用）

第6条 乙がこの協定に基づき供給した棺等葬祭用品の対価は、第4条第1項及び第2項の規定による引渡しの終了後、乙の提出する実績報告書に基づき、甲が負担するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害救助法施行細則（昭和35年宮城県規則第48号。以下「規則」という。）第5条に規定する範囲内とする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、原則として乙が負担するものとする。

(費用の支払)

第7条 甲は、前条第1項の規定により乙から実績報告書が提出されたときは、必要な予算措置を講じるものとする。

2 乙は、甲が必要な予算措置を講じた後、甲に対し、第6条の費用の支払を請求するものとする。

3 甲は、前項の規定により適法な請求書の提出があったときは、速やかに当該請求金額を乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する乙が供給した棺等葬祭用品の価格は、災害発生時の直前における規則に基づく基準額等を参考にして、甲乙協議して決定するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関し、必要な手続その他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間の満了日までに、甲乙いずれからも解除の意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとする。

(解除)

第12条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除予定の日1か月までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有するものとする。

平成21年9月9日

甲 宮城県知事 村井 嘉浩

乙 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目8番1号

宮城県葬祭業協同組合

理事長 倉島 義彦

災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施について必要な手続その他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の規定を適用するものとする。

(連絡責任者)

第2条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課長、乙にあっては宮城県葬祭業協同組合理事長とする。

(要請手続)

第3条 協定第2条に規定する甲から乙への要請は、次に掲げる事項を口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 要請を行った者の職・氏名

(2) 要請理由

(3) 要請内容

(4) 履行の場所

(5) 履行の期日又は期間

(6) その他必要な事項

2 甲は、乙の業務が円滑に行われるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

3 第1項の規定により甲が乙に提出する文書は、協力要請書（別記様式1）とする。

(構成員の名簿)

第4条 乙は、協定第3条に掲げる業務に協力するために、毎年3月末までに乙の構成員の名簿を甲に提出するものとする。

(報告書)

第5条 協定第5条に規定する乙から甲への報告は、次に掲げる事項を口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 棺及び葬祭用品の供給数

(2) 履行の場所

(3) 履行の期日又は期間

(4) その他必要な事項

2 前項の規定により乙が甲に提出する文書は、業務実績報告書（別記様式2）とする。

(経費の請求方法)

第6条 協定第7条に規定する費用の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(附則)

この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同じとする。

宮城県からの提供資料：地域別遺体安置状況（その１）

地域別安置状況

2011/3/22
8:36

	施設名	住所	電話番号	時点 収容数	累計棺 注文数	累計棺 搬入数
中央	1 グランディ21	宮城県利府町菅谷館40-1	022-356-1122	3/21 681	810	710
	夢メッセ	仙台市宮城野区港3-1-7	022-254-7111		0	0
亘理山元	2 旧角田女子高校	角田市角田中島上250		3/21 603	440	340
	県警察学校	名取市愛島笠島字東台17	022-381-1777		0	0
名取岩沼	28 旧仙台空港ボウル	名取市植松字入生205	電話なし	3/21 527	0	0
	5 岩沼市民体育センター	岩沼市桜2-8-30	0223-22-2869	3/21 127	100	100
気仙沼	9 新城小学校	気仙沼市茗荷沢239-13	0226-22-6696	3/21 114	180	180
	10 白山小学校	気仙沼市上東側根245	0226-29-5053	3/21 72	70	70
	39 面瀬小学校	気仙沼市字松崎下赤田58	0226-22-7800	3/21 105	90	90
	34 階上小学校	気仙沼市字長磯鳥子沢	0226-27-2303	3/21 97	100	100
	3 本吉響高校	気仙沼市本吉町津谷桜2-24	0226-42-2627	3/21 50	50	50
南三陸町	31 南三陸町立伊里前小学校	南三陸町歌津字伊里前113	0226-36-2005	3/21 46	0	0
	22 志津川ベイサイドアリーナ	南三陸町志津川字沼田56	0226-47-1131	3/21 218	400	400
	43 旧登米市立豊里小学校	登米市豊里町蕪木90-1	電話なし	3/21 40	0	0
石巻市	8 飯野川高校	石巻市相野谷字五味前上40	0225-62-3065	3/21 392	120	120
	6 石巻市総合体育館	石巻市泉町3-1-63	0225-95-8998	3/21 303	300	250
	29 旧石巻青果花き卸売市場	石巻市門脇元浦屋敷32-3	電話なし	3/21 609	340	240
	38 牡鹿町体育館	石巻市鮎川浜字湊側3	0225-45-2611	3/21 27	0	0
	32 東松島高校	東松島市矢本字上河戸16	0225-82-9211	3/21 544	90	90
女川町	42 東松島市小野地区体育館	東松島市小野字新欠下31-1	0225-82-9030 (生涯学習課スポーツ振興班)	3/21 592	0	0
	23 石巻西高校	東松島市赤井字七反谷地27	0225-83-3311		160	60
	27 女川町総合体育館	女川町女川字大原190	0225-53-3151	3/21 217	240	190

3月21日現在 5,364 3,490 2,990

宮城県からの提供資料：地域別遺体安置状況（その２）

地域別安置状況

2011/3/22
8:36

	施設名	住所	電話番号	時点 収容数	累計棺 注文数	累計棺 搬入数
確保しているが、現在、遺体安置なし	4 名取市増田体育館	名取市増田7丁目15地内	022-383-9101		50	50
	13 高等看護学校	名取市愛島塩手字中田35-1	022-384-2266		0	0
	7 東松島市体育館 ※ 閉鎖 石巻西校へ	東松島市小松字上浮足164	0225-82-9030		30	30
	11 唐桑体育館	気仙沼市唐桑町北中98-18 ※漁火パークの住所・TEL	0226-32-4340		0	0
	12 東北管区警察学校	多賀城市丸山1-1-1	022-366-2121		0	0
	14 農業大学校	名取市高館川上字東金剛寺1	022-383-8138		0	0
	15 柴田高校	柴田町大字本船迫字十八津入7-3	0224-56-3801		0	0
	16 名取高校	岩沼市字朝日50	0223-22-3151		0	0
	17 岩沼高等学園	岩沼市北長谷字豊田1-1	0223-25-5332		0	0
	18 夢メッセ宮城	仙台市宮城野区港3-1-7	022-254-7111		0	0
	19 志津川自然の家	南三陸町戸倉字阪本88-1	0226-46-9044 FAX0226-46-9		0	0
	20 歌津中学校	南三陸町歌津伊里前123	0226-36-2019		0	0
	21 さんさん館	南三陸町入谷字山の神平10-1	0226-46-5051		0	0
	24 石巻支援学校(未確認)	石巻市蛇田字新立野410-1	0225-94-0202		0	0
	25 南三陸町戸倉中学校	南三陸町戸倉字沖田69	0226-646-9204		0	0
	26 志津川高校	南三陸町志津川字廻館92-2	0226-46-3643		0	0
	30 歌津民族資料館	南三陸町歌津字伊里前123	0226-36-2461		0	0
	33 海蔵寺	南三陸町戸倉字寺沢28	0226-46-9800		0	0
	35 女川高校	女川町浦宿浜字十二神60-3	0225-54-2249		0	0
	36 宮城水産高校	石巻市字田川町1-24	0225-24-0404		0	0
	37 宮城県ライフル射撃場	石巻市沢田字金山51-1	0225-97-5429		0	0
	40 米谷工業高校	登米市東和町米谷字古館88	0220-42-2170		0	0
	41 上沼高校	登米市中田町上沼字要害94	0220-34-2127		0	0
	44				0	0
	45				0	0
	合 計			5,364	3,570	3,070

宮城県内火葬場施設一覧表

番号	所轄保健所	経営者	名称	稼働状況	電話番号	所在地	火葬炉数(基)	処理能力/日(体)
1	仙南	仙南地域広域行政事務組合	白石斎苑	○	0224(25)4402	白石市鷹巣字石倉9-1	3	6
2			あぶくま斎苑	×	0224(72)6696	丸森町館矢間松掛字上63-1	4	8
3			七ヶ宿斎苑	×	0224(52)2870	七ヶ宿町字横目山37	1	2
4			柴田斎苑	×	0224(52)3624	村田町大字沼辺字粕沢22	3	6
5			川崎斎苑	○	0224(52)2870	川崎町大字前川字竜雲寺1	1	2
6	塩釜	塩釜地区環境組合	塩竈斎場	○	022(364)8916	塩釜市袖野田25-1	6	12
7	(岩沼支所)	名取市	名取市斎場	×	0223(385)1431	名取市小塚原字新鍋島159-2	4	8
8		岩沼市	岩沼市斎場	○	0223(22)3272	岩沼市朝日1-2-2	2	4
9		亶理地区行政事務組合	亶埋葬祭場	○	022(34)4089	亶理町字竜円寺前143	3	6
10	(黒川支所)	黒川地域行政事務組合	黒川浄斎場	○	022(345)5530	大和町吉田字西風105	3	9
11	大崎	大崎地域広域行政事務組合	古川斎場	○	0229(28)2811	大崎市古川小野字新田45-1	4	8
12			加美斎場	○	0229(63)5724	加美町下多田川字熊野3	3	7
13			松山斎場	○	0229(55)2928	大崎市松山千石字弁慶坂26	2	8
14			玉造斎場	○	0229(83)3779	大崎市鳴子温泉字末沢28-1	2	6
15			涌谷斎場	×	0229(43)3977	涌谷町涌谷字雉子林25-4	2	4
16	栗原	栗原市	くりはら斎苑	○	0228(22)4121	栗原市築館字荒田沢41	4	6
17	登米	登米市	登米市斎場	○	0220(22)4040	登米市迫町佐沼字沼向62	4	10
18	石巻	石巻市	石巻市石巻斎場	○	0225(96)4850	石巻市南境字大衡山43	5	9
19			石巻市雄勝斎場	×	0225(57)2981	石巻市雄勝町雄勝字寺79-1	1	3
20			石巻市牡鹿斎場	×	0225(45)2964	石巻市鮎川浜字寺前2-5	1	2
21		東松島市	東松島市火葬場	○	0225(82)6959	東松島市大塩字寺沢34-2	2	4
22		女川町	女川町火葬場	×	0225(54)2735	女川町浦宿浜字石ノ田112-4	2	4
23	気仙沼	気仙沼市	気仙沼市斎場	○	0226(22)6824	気仙沼市大峠山1-27	3	6
24			気仙沼市唐桑斎場	○	0226(32)2823	気仙沼市唐桑町只越367-2	1	3
25			本吉町営火葬場	○	0226(42)2648	本吉町津谷字松尾119	1	2
26		南三陸町	南さんりく斎苑	○	0226(46)2605	南三陸町志津川字下保呂毛14	2	4
27	仙台市	仙台市	仙台市葛岡斎場	○	022(226)2141	仙台市青葉区郷六字葛岡10	22	48
合計							91	197

宮城県からの提供資料：宮城県内火葬場一覧表